

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和4年9月26日（月） 午前10時00分～午前11時20分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 田崎あきひさ 委員 大島令子 岡崎つよし 木村さゆり 富田えいじ 野村ひろし 山田けんたろう
職務のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 加藤英之 総務部次長 福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 財政課長 井上隆雄 議長 川合保生 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長

市長

2 議題

(1) 令和4年第3回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、財政課長＞

- ・議案第52号（議案の概要のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席＞

イ 議事日程（第6号）について

＜説明：事務局＞（議事日程第6号のとおり）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第52号（上程、説明、質疑、委員会付託）

日程第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第41号から議案第52号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

日程第4 議員派遣の件（10月17日 南木曾町議会との交流事業、
10月19日、20日 全国市議会議長会研究フォーラム、
11月22日 議会報告会）

- ・付託議案の委員会審査は全て可決と報告あり。
- ・請願第1号が採択された場合、意見書案第2号が提出されることから日程追加となる。
- ・全国市議会議長会研究フォーラムの派遣対象は議長のみのため、議長除斥して副議長が代わりに議事進行する。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

また、議案第52号は、分科会に送付しないこととしてよいか。

<異議なし>

<説明：事務局>

- ・議案第52号：予算決算委員会に付託、分科会送付なし

本会議（上程、議案質疑、委員会付託）

→散会后、予算決算委員会（審査・採決）→本会議（討論採決）

(事務局) 10月1日の子ども議会開催を前に、市長が子ども議員の緊張を和らげる目的で小中学校を訪問しており、9月28日の午後1時30分から15分程度の訪問予定の学校がある。予算決算委員会終了後の本会議の再開時間について、あらかじめ午後2時15分の予定としたい。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(委員長) 本会議の再開時間は午後2時15分の予定とする。各委員、同会派の議員に伝えてほしい。

(2) 長久手市議会個人情報保護条例（案）について

(事務局) 全国市議会議長会から示された条例案を文言整理して、本市議会の条例案として作成した。今後、市が作成する条例案と差異がないように調整を行い、法規審査を受け、検察庁協議にかける必要がある。赤字の部分も、今後市に確認が必要な内容である。

(委員長) 新しく制定する条例のため、市民に対し意見聴集する必要があると考え、11月号の議会だよりに、この条例について意見をいただけるような簡単な記事を掲載予定である。正式な議案としては、12月定例会か3月定例会で上程して決めていくことになる。

議会だよりの掲載内容については、委員長一任としてよいか。

<異議なし>

(3) 令和5年度の議会年間スケジュール調整について

<説明：事務局>

- ・来年度は現市長の任期が終わり、予定では8月に市長選がある。通常の年の第3回定例会は9月であるが、来年度は10月開催になる。

(委員長) 来年度の年間スケジュール調整にあたって要望や意見がある場合は、10月14日(金)までに事務局に連絡願う。

(4) 子ども議会について

<説明：事務局> 資料：子ども議員名簿、10月1日(土)子ども議会スケジュール

- ・子ども議会の閉会后、そのまま議場で12時(予定)から、報道機関による直接取材の時間を約15分間設ける。取材の後、行事としての終了時間は12時20分頃になる。その後12時50分くらいまで、子ども議員が議場内で自由に記念撮影できる時間とする。
- ・子ども議会中の報道機関の立ち入り許可区域などは、詳細を当日、報道機関に知らせる。市議会の撮影班には、事前の打合せの際にお知らせする。

(委員長) 「子ども議員による報告」については、質問や答弁の内容をまとめるということが子ども議員にとってハードルが高いとの教育委員会からの意見があったため、子ども議会に参加した感想を1人ずつ発表してもらう形に変更した。10月1日は閉庁日なので、解錠する扉を限定し、解錠した場所はセキュリティーのために市議会議員で立ち番をする必要がある。行事が終わったら、立ち入りを許可した区域の確認をしてから施錠する。

(委員) オリエンテーションの時間に執行部の自己紹介を行うことになったが、何人くらいか。

(事務局) 説明員として議場に入る、市長、教育長を始め、各部長までの職員である。

<説明：事務局> 資料：子ども議会発言通告書、子ども議員への通知、保護者向け当日配付物・アンケート、子ども議員向けアンケート

(野村委員) 子ども向けのアンケートについて、議会だよりの原稿作成のため、提出期限を10月3日までとしたいとの話が委員長からあったが、議会だよりの原稿は2回目の校正時に入れても間に合うので、予定どおり10月7日までに提出とした。それでよいか。

(委員長) <了承>

保護者からもご意見をいただけるように、保護者向けのアンケートを作成した。議会だよりの第1校の原稿締め切りに間に合わせるため、提出期限を10月4日としている。最終的には、提出していただいた皆様のご意見を、ある程度整えて市議会ホームページに掲載する予定である。

市議会ホームページの子ども議会のページにリンクするQRコードを議会だよりに掲載するため、戸別配布が始まる10月下旬までには、ホームページを整える必要がある。

10月1日は、午前9時10分から受付開始であるため、市議会議員は午前8時40分に議場に集合とする。各担当班で、それより早い時間から準備をする場合は、自分と事務局に連絡してほしい。

先ほどお伝えした解錠場所の立ち番については、割り振りをして通知するので御了承いただきたい。最後の施錠の際には、子ども議員がトイレに取り残されてしまったというようなことがないように、しっかりと確認が必要である。市議会議員の最終的な解散時間は午後1時頃になると思われるが、ご協力いただきたい。

10月1日本番の子ども議員の動きについて、8月25日にリハーサルをしたが、もう少し落ち着いて自分たちで練習してもらえるよう、市議会議員数名に協力いただいて動画を作成し、子ども議員への通知にそのQRコードを掲載した。市議会のFacebookにも上げているので、各自、確認願う。

(委員) 10月1日に使用できるトイレはどこか。

(事務局) 当日は、本庁舎については、秘書課の前辺りと議場傍聴席入口前の階段のところにパーテーションを置き、議会エリア以外へは立ち入らないようにする。西庁舎については、2階の自動扉のみ解錠して、エレベーターと階段前にパーテーションを置き、1階や3階へは立ち入らないようにする。

使用できるトイレは、議会事務局の斜め前にあるトイレと、西庁舎2階のトイレである。

資料の補足説明として、当日の子ども議員の議席に配付するものは、裏面に当日のスケジュールを印刷した子ども議員名簿、全学校分の発言通告書、子ども議員向けアンケートと、説明員として議場に入る市職員の顔写真入り配席表である。配席表は、現在執行部が準備中である。

保護者向け当日配付物については、受付での配付を想定している。傍聴者入れ替え案内の子ども議長名が誤っているので、訂正しておく。

(委員) 子ども議会本会議中の役割がない議員は、会派室でzoomで視聴しているながら待機ということによいか。

(委員長) そのとおりである。セキュリティのための立ち番に割り振りされた時間中は、対応願う。立ち番の場所は、西庁舎の外階段を上った辺りと、渡り廊下から本庁舎への入口の2か所で、付近にイスを用意する。立ち番の最中は、音が出るためzoomの視聴は御遠慮いただきたい。また、8月25日に傍聴されていた保護者から、議員が携帯電話ばかり見ているといった声もあったため、そのようなことがないように配慮願う。

(委員) 子ども議会関係の資料は、この議会運営委員会限りの資料とは違うので、10月1日の当日まで印刷可能な状態にするべきである。

(委員長) desknet'sNEOの文書管理ではなく、電子会議室の方にデータを上げるようにしてほしい。

(事務局) 子ども議会実施計画表・役割分担表のデータについては、8月16日に電子会議室にすでに上げてある。本日の議会運営委員会の資料のうち、子ども議会関係のデータを電子会議室に上げるということによいか。

(委員長) <了承>

(委員) 市民から、子ども議会は非公開なのかと批判を受けた。市議会のホームページなどで、「できれば一般市民にも公開したいが、傍聴席に限りがあるので保護者を優先にした。後日、本番の様子を動画で配信する。」というような内容を補足してはどうか。

(委員長) 議会だより8月1日号に載せた記事では、紙面の都合もあり、「一般の傍聴はできません」という簡単な記載しかできなかったが、御意見をふまえて市議会のホームページ等で補足することとする。

市民からそのような意見があったときは、御理解いただけるよう説明願う。

3 その他

(事務局) 南木曾町議会との交流事業について、資料に基づき説明。

(委員長) 事務局からの説明内容について、各委員、同会派の議員に伝えてほしい。

(委員) 市議会の個人情報保護条例を制定するにあたり、勉強会を開いてほしい。個人情報保護法が改正され、市が新たに制定する条例と差異がないようにすることのだが、それによって自分たちがどのように守られるのか、罰則規定は自分たちに有益なものなのか、自分だけで勉強するには限界がある。

(委員長) 市も市民向けに内容説明する機会を設けるかもしれないので、議員向けにも解説いただけるように調整できないか。

(事務局) 市と議会で足並みをそろえて、差異がないように条例を整備する必要があるが、基本的には同じ考えの下に成り立っている制度である。

市で雇用している弁護士や、民間の講師なども含め、勉強会の開催を検討する。

(委員) 資料(条例案)の1ページ中、「第4章 開示、訂正及び利用停止(第8条)」、「第1節 開示(第8条―第29条)」の「第8条」は、第18条の誤りではないか。

(事務局) ご指摘のとおりである。訂正しておく。

(委員長) 次回は令和4年11月9日(水)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。